

飯塚市告示第98号

飯塚市障がい者配食サービス事業実施要綱(平成18年飯塚市告示第19号)の一部を  
改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市障がい者配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>(利用料)</p> <p>第6条 利用料(食材料費)は利用者の負担とし、1食につき<u>500円</u>とする。</p>	<p>(利用料)</p> <p>第6条 利用料(食材料費)は利用者の負担とし、1食につき<u>420円</u>とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条の規定は、この告示の施行の日以後に配達した食事の利用料に適用し、同日前に配達した食事の利用料については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の日前において、この告示の施行の日以後に配達する食事の利用料をあらかじめ徴収するときは、改正後の第6条の規定の例により、利用料を徴収することができる。